

16

『医心方』の「人神」について

島山奈緒子

関西医療大学 準研究員

「人神」とは身体各所の神のことである。宋代の道教経典『雲笈七籤』卷三十一 禀生受命 では、長生を求める瞑想法である「存思」の際に思い浮かべる身体各部位の神々を24挙げている（「脳神」「髮神」「皮膚神」「目神」「項髓神」「膂神」「鼻神」「舌神」「喉神」「肺神」「心神」「膽神」「左腎神」「右腎神」「脾神」「胃神」「窮腸神」「大小腸神」「胴中神」「胸郭神」「両脇神」「左陰左陽神」「右陰右陽神」）。

医書に見られる「人神」は、「存思」のためのみならず、治療禁忌を示す役割が大きい。具体的には、身体のある部位（例えば足の親指）に「人神」がいる日はその部位への治療を禁ずる、といったものである。本発表で取り上げる『医心方』にも「人神」に関する記載が見られる。『医心方』は永観二年（984年）に針博士の丹波康頼によって編纂され、円融上皇に献上された、現存する日本最古の医学全書である。『医心方』巻二には、鍼灸治療に使用する孔穴（部位別）と治療の日選び（吉日・禁忌）がまとめられており、日選びに当たる部分に「人神」が見られる。『医心方』巻二は「針灸編」とも呼ばれ、日選びに関する記載の8割以上の分量が鍼灸治療に関するもので、薬物治療に関する日選びの記載は多くはない。「人神」以外の治療禁忌には、出血を嫌う「血忌」、節気、悪天候などが見られる。『医心方』の「人神」による治療禁忌には、「年神」（年齢）、「日神」（ひと月30日の各日）、「甲日神」（その日の干支）、「時神」（1日の時刻）といった種類が見られるが、ここでは「日神」に着目する。『医心方』は全編中国医書からの引用で成っているため、「日神」に関する記載ももちろん引用であるが、2種の書物を引用している。1つは『范汪方』、もう1つは『華他法』である。『范汪方』の「日神」は、「在足少陰」「在股裏」「在足踝後」「在腎中」「在舌本」「在足太陰」「在口中」「在腰中」「在尻上」「在肩中」「在鼻上」「在髮際」「在股本」「在人迎」「在胃管」「在胸中」「在太衝」「在右脇裏」「在四肢脈」「在巨闕下」「在足小指」「在足外踝上」「在足外踝」「在腰脇」「在兒骨」「在胸中」「在膈中」「在陰中」「在内榮」「在踝上」であり、『華他法』の「日神」は、「在足」「在踝」「在股」「在腰中」「在口齒、膺（臂）、舌本」「在兩足小指小陽」「在踝上」「在手腕中」「在尻尾」「在腰目」「在鼻柱」「在髮際」「在齒」「在胃管」「在舉身周匝」「在肚胃」「在氣街」「在腹裏」「在足趺」「在内踝」「在脚小指」「在足外踝及目下」「在足及肝」「在腹」「在手足陽明」「在胸中」「在陰中」「在陰中」「在膝脛」「在足上」である。『范汪方』と『華他法』どちらにも『蝦蟇經』の「日神」が書き添えてある。

『華他法』の「日神」は、敦煌文書「人神流注」（P.3247）のものと同じであり、唐に成立したであろう「新集備急灸経・甲本」（P.2675）とは重複する部分が多い。『范汪方』と同様、又は似通ったものは、まだ発見できていないが、『医心方』編纂時に丹波康頼が見ることのできた医書には、「人神」による治療禁忌が記載されていることがめずらしくなく、複数の種類が存在していたといえる。『医心方』は身分の高い人物への治療を前提とはしているが、全体の編纂方針としては実際の臨床に即していると考えられており、そのことから当時は「人神」による治療禁忌が医療知識として流布していたと言える。